



co-op  
コープみらい

食卓を笑顔に、地域を豊かに。

5月号

コープみらい

“みらいひろば”

4 質の高い教育を  
みんなに



## 成年年齢引き下げと消費者被害防止



### 成年年齢は18歳に引き下げられます

成年年齢を18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」は、2022年4月1日から施行されます。成年年齢の引下げによって、親の同意を得ずに、携帯電話の購入やクレジットカード作成などの契約ができるようになります。

民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として契約を取り消すことができる未成年者取消権が、**未成年者の消費者被害を抑止する役割**を果たしてきました。

成年年齢を18歳に引き下げた場合には、18歳、19歳の方は、未成年者取消権を行使することができなくなるため、悪徳商法などによる消費者被害の拡大が懸念されています。

法務省 民法（成年年齢関係）改正 Q&Aから抜粋

### コープみらいでは、消費者被害を防ぐ力を身につけるための『気をつけよう あなたはもう大人』を発行しました

コープみらいでは、この成年年齢引き下げを迎えるにあたり、この春に、『気をつけよう あなたはもう大人』を発行しました。

これは、成年を迎える方を対象に「契約のこと」や「若者の消費者トラブル」、また、もしもの場合の相談窓口などについて学び、消費者被害を防ぐ力を身につけることができる冊子です。

コープみらい社会活動財団の奨学生のうち、この春に卒業した方への配付など、広く活用していきます。



この冊子については、コープみらいのWEBサイトから閲覧できます。

コープみらい財団の卒業する奨学生に送った動画も視聴もご紹介します。



冊子



動画